平成２３年（フ）第２４２６号
名古屋市中村区長筬町３丁目15番地
債務者　飯田　孝典
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８５号
愛知県大府市柊山町５丁目26番地
債務者　深谷設計こと　深谷　茂夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７６７号
名古屋市西区比良４丁目303番地　加藤第一マンション205号
債務者　後田　成美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０６号
愛知県江南市野白町西千丸83番地　カスカータⅡ205
債務者　金　　根愛
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４８号
愛知県稲沢市朝府町16番35―503号
債務者　島津　麻実
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９８９号
広島市安佐北区亀山５丁目37番44号
債務者　伊藤　浩司（旧姓船津）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
香川県善通寺市吉原町444番地５
債務者　喜田　雅彦
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１６３号
香川県善通寺市吉原町444番地５
債務者　喜田　初枝
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４８８号
鹿児島県鹿児島市天保山町７番１―406号
債務者　宮園江利香
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
鹿児島県熊毛郡南種子町島間242番地
債務者　小西　大志
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3355番地31　コンフォート・サチＡ棟202号
債務者　川原　　涼
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
鹿児島県鹿児島市明和５丁目46番８号　わかくさハイツ203号
債務者　櫻井　辰夫
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５２号
北海道沙流郡平取町振内町49番地10
債務者　石井　義則
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
宮城県栗原市栗駒鳥沢新山前106番地
債務者　千葉つえ子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
富山県氷見市余川4213番地、住民票の住所富山県氷見市幸町９番64号
債務者　福嶋　柳吉
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１４１３号
京都府長岡京市天神３丁目10番16号　旭ケ丘ハイツ２Ｆ―Ｇ
債務者　米田　　仁
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８６号
京都市下京区朱雀宝蔵町101番地
債務者　清水　浩二
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６９号
京都市右京区西京極佃田町13番地　ラセットアベニュ―505号
債務者　西村　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係